

## ～今から始める 2024 年度対策・その1～

**⚠️ 2024 年度から医師の時間外労働の上限規制が始まる予定です**  
この上限を超える医師がいる医療機関では、今から計画的に対策を講じていくことが必要です  
このため、医師の労働時間短縮に向けた対策をシリーズでお伝えしていきます

今月号は、「医師の労働時間の現状把握」についてです。

①から④までの取組はできていますか？確認してみましょう。



### ①労働時間は把握できていますか

医師の労働時間はICカードやタイムカード等により客観的に把握できていますか。これが不明確ですと労働時間短縮に向けた効果的な対策がとれません。

タイムカード等を導入する場合は、特別償却制度の対象となる可能性があります。

(ニュースレター第13、14号参照) 特別償却制度は今のところ、令和3年3月までとされています。

### ②宿日直の手続きをとっていますか

労働基準監督署長の許可をとった宿日直は、特殊な措置を必要としない程度の、短時間の業務(A)が発生しても、労働時間にはカウントされません。

(A) 宿日直として労働時間にならない業務の例

- ・ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同じ。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・ 医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(例えば非輪番日であるなど)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと 等

ただし、その宿日直中に(B)の業務を行った場合はその時間を労働時間としてカウントし、割り増し賃金の支給をしなければなりません。また、許可のない宿日直を行った場合も同様です。

(B) 宿日直中であっても労働時間になる業務の例

- ・ 突発的な事故による応急患者の診察又は入院への対応
- ・ 患者の死亡、出産等への対応

### ③研鑽についての周知は十分ですか

研鑽をどこまで労働時間と考えているか(研鑽の定義)、職員が労働に該当しない研鑽行為を行うためにはどんな手続きが必要か、書面で職員に周知していますか。(ニュースレター第15号参照)

### ④36協定は結んでいますか

36協定の定めのないまま、又は定め的时间数を超えての時間外労働になっていませんか。36協定の自己点検を行い、必要に応じて見直しましょう。

(少しでも時間外勤務を行ってれば36協定が必要です)



いかがでしたか。これらの取組について、いろいろなご相談に応じていますので、当センターまでお気軽にご連絡ください。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail [kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境の  
ことならお任せ

